

広島県告示第九百九十六号

腐蛆^そ病のまん延を防止するため、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十二条の規定によつて、次の区域に係るみつばち、巣箱、巢^そひその他の腐蛆^そ病の病原体を広げるおそれのある物品等の移動及び移出入を禁止する。ただし、船又は車に積載したまま通過する場合はこの限りでない。

平成二十一年十一月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

尾道市のうち因島中庄町、因島田熊町、因島土生町、因島三庄町、因島椋浦町、因島鏡浦町、因島外浦町